

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第15号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

件 名	堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	職員のウェルビーイング向上を目的に夏季特別休暇の取得を促進するため、堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則を改正し、その対象となる期間を拡大することについて、本件を提出するものである。
議案(報告)の概要又は要旨	1 改正の趣旨 (1) 夏季特別休暇の取得期間を、現行の7月から9月までの期間から、6月から10月までの期間に拡大するもの (2) (1) の改正に伴い、新たに採用された職員及び休職等職員で、復職し、又は職務に復帰した職員、並びに産休を取得する職員及び任用期間が満了する職員に係る夏季特別休暇の日数を改めるもの 2 施行期日 令和7年6月1日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件は、 <input checked="" type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会(定例会・臨時会)に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input type="checkbox"/> その他 ( )

議案第15号

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部について、次のとおり改正する。

令和7年5月9日  
堺市教育委員会  
教育長 関 百合子

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する  
規則

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第21号中「7月から9月」を「6月から10月」に改め、同号ア中「7月1日」を「6月1日」に改め、同号イ中「7月2日から9月30日」を「6月2日から10月31日」に改め、同号イの表採用、復職又は復帰の日の欄中「7月2日から7月19日」を「6月2日から6月30日」に、「7月20日から8月6日」を「7月1日から7月31日」に、「8月7日から8月24日」を「8月1日から8月31日」に、「8月25日から9月11日」を「9月1日から9月30日」に、「9月12日から9月30日」を「10月1日から10月31日」に改め、同号ウ中「7月2日から9月30日」を「6月2日から10月31日」に改め、同号ウの表産休を開始する日又は任用期間が満了する日の欄中「9月12日から9月30日」を「10月1日から10月31日」に、「8月25日から9月11日」を「9月1日から9月30日」に、「8月7日から8月24日」を「8月1日から8月31日」に、「7月20日から8月6日」を「7月1日から7月31日」に、「7月2日から7月19日」を「6月2日から6月30日」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 職員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時間又は期間の特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) 職員が夏季において心身の健康の維持及び増進を図る場合 一の年度の<u>7月から9月</u>までの期間内において次のアからウまでに掲げる職員の区分に応じ、当該アからウまでに定める日数以内（短時間勤務職員については、当該日数に、当該短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。）以内とし、臨時的に任用された職員及び法第26条の6第7項又は育休法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員については、5日を超えない範囲内において教育委員会が別に定める日数とする。）</p> <p>ア <u>7月1日</u>現在在職中の職員（休職、停職、療養命令又は育児休業の期間中にある者及び第2号に規定する特別休暇（ウにおいて「産休」という。）を取得中の者並びにこれらに準ずる者（イにおいて「休職等職員」という。）並びにウに掲げる者を除く。）</p> <p>5日</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 職員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時間又は期間の特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) 職員が夏季において心身の健康の維持及び増進を図る場合 一の年度の<u>6月から10月</u>までの期間内において次のアからウまでに掲げる職員の区分に応じ、当該アからウまでに定める日数以内（短時間勤務職員については、当該日数に、当該短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。）以内とし、臨時的に任用された職員及び法第26条の6第7項又は育休法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員については、5日を超えない範囲内において教育委員会が別に定める日数とする。）</p> <p>ア <u>6月1日</u>現在在職中の職員（休職、停職、療養命令又は育児休業の期間中にある者及び第2号に規定する特別休暇（ウにおいて「産休」という。）を取得中の者並びにこれらに準ずる者（イにおいて「休職等職員」という。）並びにウに掲げる者を除く。）</p> <p>5日</p>

イ 7月2日から9月30日までの期間内において新たに採用された職員及び休職等職員で、当該期間内において復職し、又は職務に復帰したもの 次の表に掲げる採用、復職又は復帰の日の区分に応じて同表に定める日数

採用、復職又は復帰の日	日数
<u>7月2日から7月19日</u> までのいずれかの日	5日
<u>7月20日から8月6日</u> までのいずれかの日	4日
<u>8月7日から8月24日</u> までのいずれかの日	3日
<u>8月25日から9月11日</u> までのいずれかの日	2日
<u>9月12日から9月30日</u> までのいずれかの日	1日

ウ 7月2日から9月30日までの期間内において産休を取得する職員及び任用期間が満了する職員 次の表に掲げる産休を開始する日又は任用期間が満了する日の区分に応じて同表に定める日数

産休を開始する日又は任用期間が満了する日	日数
<u>9月12日から9月30日</u> までのいずれかの日	5日
<u>8月25日から9月11日</u> までのいずれかの日	4日
<u>8月7日から8月24日</u> までのいずれかの日	3日
<u>7月20日から8月6日</u> までのいずれかの日	2日
<u>7月2日から7月19日</u> までのいずれかの日	1日

(22)～(24) (略)

2～7 (略)

イ 6月2日から10月31日までの期間内において新たに採用された職員及び休職等職員で、当該期間内において復職し、又は職務に復帰したもの 次の表に掲げる採用、復職又は復帰の日の区分に応じて同表に定める日数

採用、復職又は復帰の日	日数
<u>6月2日から6月30日</u> までのいずれかの日	5日
<u>7月1日から7月31日</u> までのいずれかの日	4日
<u>8月1日から8月31日</u> までのいずれかの日	3日
<u>9月1日から9月30日</u> までのいずれかの日	2日
<u>10月1日から10月31日</u> までのいずれかの日	1日

ウ 6月2日から10月31日までの期間内において産休を取得する職員及び任用期間が満了する職員 次の表に掲げる産休を開始する日又は任用期間が満了する日の区分に応じて同表に定める日数

産休を開始する日又は任用期間が満了する日	日数
<u>10月1日から10月31日</u> までのいずれかの日	5日
<u>9月1日から9月30日</u> までのいずれかの日	4日
<u>8月1日から8月31日</u> までのいずれかの日	3日
<u>7月1日から7月31日</u> までのいずれかの日	2日
<u>6月2日から6月30日</u> までのいずれかの日	1日

(22)～(24) (略)

2～7 (略)